

資料3 歯科医師臨床研修推進検討会における検討の方向性（案）

歯科医師臨床研修推進検討会における検討の方向性（案）

* 1 下記項目・内容は検討会報告書または部会意見書抜粋

* 2 **太字ゴシック**は本検討会で優先的に検討を行う項目

1 臨床研修施設群方式の推進

(1) 新たな臨床研修施設の研修指導體制

…群方式を推進していく方策としては、新たな臨床研修施設の研修指導體制の導入を図る必要がある。すなわち、現行では、協力型施設及び研修協力施設はともに管理型施設と1対1で直接的に連携する形態で位置づけられており、協力型施設間、研修協力施設間、協力型施設と研修協力施設間の連携は、管理型施設を経由して行われている

今後、管理型施設、協力型施設及び研修協力施設を有機的に連携させた新たな臨床研修施設の研修指導體制（以下、「グループ化」）の導入を図ることで、
歯科診療所を中心として行われている歯科医業の現状に即した臨床研修施設の研修指導體制を構築することが可能となり、臨床研修の充実に繋がるものと考えられる。

(2) 臨床研修施設の指定基準の見直し

…おおむね常に勤務する歯科医師と同数の歯科衛生士数を必要とする要件に関しては、現在の歯科衛生士の就業状況等を踏まえると、特に見直す必要がある。例えば、研修歯科医が適切なチーム医療に関する研修を行える程度の歯科衛生士数、すなわち当該臨床研修施設で同時に受け入れている研修歯科医と同数以上が確保されていることを要件とすれば、実態に配慮した指定基準となる。

(3) 到達目標の見直し

…今後は、臨床研修施設等におけるこれまでの研修実績を踏まえ、また研修歯科医の視点からのフィードバックも考慮し、関係者により継続した検討を行っていく必要がある。特に、近年の高齢社会の現状等を鑑みると、何らかの全身的な疾患を有する患者が増加しており、これらの患者に対応できるようにコース・ユニットを含む到達目標の見直し等も含めて、在宅歯科医療、病院歯科や保健所等を活用した地域医療・地域歯科保健活動の研修や全身管理の修得等に関する新たな方策の検討が必要である。

(4) 指定基準を満たさなくなった場合の対応

…歯科診療所等における指定基準が、各年度での歯科医師の異動等によって満たさなくなる事例が多く見受けられる。これらの事例の中には、一時的に要件を満たさなくなったものも含まれており、各臨床研修施設において求人・

雇用に苦慮している現状を鑑みると、一定条件のもと、当該臨床研修施設の指定を継続できるようにすることが必要である。

(5) 群方式の円滑な推進に係る手続き

…現在、群方式における管理型施設が行わなくてはならない事務手続き（年次報告、施設群の構成の変更等）には、煩雑な面が少なからずあることが指摘されている。従って、群方式の円滑な推進を図る観点からも、事務手続きに関する負担軽減を図ることが必要である。

2 研修管理委員会の役割

(1) 研修管理委員会の運用

…現行の研修管理委員会の下に少人数による実質的な検討を行える場を設けることが可能となるようにするとともに、研修管理委員会の構成、開催状況等に関して見直しが必要である。

…現状ではメンタルヘルスに関する事例に対応が可能なプログラム責任者や指導歯科医は限られていると考えられる。従って、今後は当該臨床研修施設等において、研修指導者側としてのメンタルヘルスに関する知識、対処法等に関する資質向上策を強化していく必要がある。

(2) 協力型臨床研修施設への対応

…募集定員や研修スケジュールに対して、必要な数以上の協力型施設と連携して臨床研修を行っている群方式の研修プログラムが一部に見受けられることが指摘されている。（中略）病床を有さない歯科診療所が管理型施設として指定を受ける場合、原則として2年以上の連続した臨床研修の実績が必要であることから、管理型施設と共同して臨床研修を行う協力型施設の適当数の要件等を、継続して検討していく必要がある。

…当該協力型施設の受け入れ限度を超えて、多数の管理型施設に対して並行申請を行っている場合があり、連携する当該施設群の研修プログラムの遂行にあたり、不適切な事例が見受けられる。

今後は、管理型施設が多数の並行申請を行っている協力型施設と共同して臨床研修を行う場合、当該協力型施設の具体的な受け入れ予定（受け入れ時期、研修歯科医数等）を明示させ、これを踏まえて研修プログラムを策定する必要がある。さらには、並行申請に関する臨床研修施設の指定基準に関する新たな要件等が必要である。

3 歯科医師臨床研修に係る評価等

(1) 施設側に起因する中断・未修了の取り扱い

…臨床研修の中断事例や未修了事例を分析すると、研修歯科医側に起因する事例（研修歯科医のメンタルヘルス、傷病、妊娠、出産等）のみではなく、臨床研修施設側に起因する事例（研修歯科医に対するハラスメント等）も認められる。

今後、臨床研修施設側に起因する臨床研修の中断事例や未修了事例への対応策については、さらに検討が必要である。

（２）双方向性評価の導入の検討

…臨床研修をより充実させるためには、研修歯科医の評価のみならず、指導歯科医側や臨床研修施設側の評価も非常に重要である。そのため、当該研修プログラムに係る関係者（研修歯科医、指導歯科医、歯科衛生士、患者等）の間において双方向的に評価・フィードバックが行える体制の構築が必要であると思われる。

４ その他

（１）研修制度の周知

…生涯研修の第一歩である臨床研修について議論する場として、歯学生や歯科医療事務職員等を含めた臨床研修制度に関わる様々な分野から参画できるような歯科医師臨床研修協議会（仮称）を立ち上げ、定期的に発表・討議を行うことが望ましい。

（２）指導歯科医の資質向上

…指導歯科医の資質向上及び標準的な研修指導體制の確保の観点から、大学附属病院の指導歯科医においても、病院長が指導歯科医として認める要件に指導歯科医講習会の受講を必須とすることが望ましい。

さらには、指導歯科医（プログラム責任者を含む）の資格要件については、更新を含め、そのあり方に関して、今後継続した検討が必要である。

（３）マッチングプログラムの見直し、欠員補充の方策

…歯科マッチングがより効率的に機能するために、歯科マッチングの段階的実施、発表時期を遅らせる、少数定員の臨床研修施設等の場合は一定条件下で欠員補充できる方策を講じる等、歯科マッチング運用において早急に対応が必要である。

資料4 群方式の推進・グループ化について